

令和 6 年 6 月 13 日

広域振興局長

提出者

住所 岩手県宮古市宮町一丁目3-5

氏名 陸中建設株式会社

代表取締役 伊藤 峻

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策実施状況届出書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第83条の規定により、地球温暖化対策の実施状況について、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

| | | | |
|--------------------------------------|----------------|------------------------------|--------|
| 主たる工場又は事業場の名称 | 陸中建設株式会社 | * 整理番号 | |
| 主たる工場又は事業場の所在地 | 岩手県宮古市宮町一丁目3-5 | * 受理年月日 | 年 月 日 |
| エネルギー使用量 | kl | * 施設番号 | |
| 自動車の使用台数 | 53 台 | | |
| 二酸化炭素の排出の状況 | | | |
| 二酸化炭素の排出の抑制のための措置状況 | 別紙のとおり。 | | |
| その他の地球温暖化の対策の実施状況 | | | |
| 変更年月日及び理由 | 年 月 日 | | |
| エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者 | 該当しない | 岩手県 沿岸広域振興局 - 6. 6. 13 | 宮保セ第一号 |

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

| 工場等の名称 | 工場等の所在地 | エネルギーの使用量 |
|--------|---------|-----------|
| | | kl |
| | | kl |
| | | kl |

備考 1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に記載する
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載すること。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。 (A 4)

別紙 その3（自動車用）

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量（年度）

| 自動車 | | 二酸化炭素の排出 | | | 燃料使用量対前年度比(%) |
|------|----------|-----------|-------------------------------|----------------------------|---------------|
| 燃料別 | 保有台数 | 燃料使用量(A) | 排出係数(B) | 排出量(A×B) | |
| ガソリン | 39 () | 48,899 ℥ | 2.29 kg-CO ₂ /ℓ | 111,986 kg-CO ₂ | 98.1 |
| 軽油 | 14 () | 281,832 ℥ | 2.62 kg-CO ₂ /ℓ | 738,249 kg-CO ₂ | 86.0 |
| LPG | () | kg | 2.99 kg-CO ₂ /kg | kg-CO ₂ | |
| 電気 | | kWh | 0.477 kg-CO ₂ /kWh | kg-CO ₂ | |
| その他 | () | | kg-CO ₂ /() | kg-CO ₂ | |
| 合計 | 53 (0) | | | 850,235 kg-CO ₂ | 87.4 |

備考 1 保有台数欄の()には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 地球温暖化対策計画の達成状況

【目標値の達成状況（進捗状況）】

令和3年度を基準として、3年間で燃費を20%向上させる目標を掲げて取組を進めてきたところ、1年間で12.6%削減することができ、2年間で38.9%削減できた。

【具体的な取組状況】

- 1.エコドライブを意識して運転してもらうように、会議等で周知を行った。
- 2.社有車の見直し等を行い、10年以上経過した車の入替を実施した。

備考 計画書に記載した各種取組の進捗・達成状況について記載してください

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項